



県 章

滋賀県公報

平成 26 年（2014 年）
10 月 10 日
第 3911 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示

平成26年度陸上、海上および航空自衛官候補生の追加募集（市町振興課）	1
保安林の指定の解除（森林保全課）	1
生活保護法による居宅介護担当機関の指定（健康福祉政策課）	1
生活保護法による介護予防担当機関の指定（健康福祉政策課）	2
青少年に有害な図書等の指定（子ども・青少年局）	2

○ 公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告（県民活動生活課）	2
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（住宅課）	3

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壤汚染対策法第 6 条第 1 項の規定に基づく指定の撤回（東近江）	3
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（東近江）	3

告 示

滋賀県告示第438号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、平成26年度陸上、海上および航空自衛官候補生の追加募集について、次のとおり告示する。

平成26年10月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集期間 男子3・4月採用（自衛官候補生） 平成26年10月14日（火）から同年11月18日（火）まで
- 2 試験期日 男子3・4月採用（自衛官候補生） 平成26年11月20日（木）、29日（土）のうちで指定する1日
- 3 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎等

滋賀県告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年10月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 大津市石山南郷町字中道1230番1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
 - 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として、次のものを指定した。

平成26年10月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ふれあい回天堂薬局	犬上郡豊郷町石畑204番地5	株式会社近畿予防医学研究所	大津市湖城が丘19番9号	居宅療養管理指導	平成26.9.1

滋賀県告示第441号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための介護予防担当機関として、次のものを指定した。

平成26年10月10日

滋賀県知事 三日月 大造

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ふれあい回天堂薬局	犬上郡豊郷町石畑204番地5	株式会社近畿予防医学研究所	大津市湖城が丘19番9号	介護予防居宅療養管理指導	平成26.9.1

滋賀県告示第442号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)第11条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年10月10日

滋賀県知事 三日月 大造

図書

指定番号	種類	名称	発行所等	理由
○12	単行本	実録血の山口組抗争史 山口組 vs 道仁会 壮絶過激山道戦争	株式会社笠倉出版社	著しく青少年の粗暴性、残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。また、著しく青少年の犯罪または自殺を誘発するおそれがある。
○13	単行本	実録血の山口組抗争史 山口組 vs 関東ヤクザ 首都圏侵出!!	株式会社笠倉出版社	
14	その他	新装版 世界の処刑と拷問	株式会社笠倉出版社	
15	その他	ヤバすぎ裏グッズ333	株式会社三オブックス	

○は、コミック誌(本)を表す。

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年10月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 申請のあった年月日 平成26年10月2日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 M&Y
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 藤田由紀
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 大津市中庄1-19-12-207
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、未婚の成人男女に対して、結婚促進の支援に関する事業を行い、地域と社会の活性化に寄与することを目的とする。
- 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成26年10月2日から平成26年12月2日までの縦覧場所における執務時間内

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成26年10月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市川瀬馬場町922-1 東びわこ農業協同組合 代表理事 石部和美	愛知郡愛荘町市字庄畑1585番	4,833.16㎡	平成26.10.2	6500

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県東近江環境事務所告示第4号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項に基づき平成26年滋賀県東近江環境事務所告示第2号により指定した要措置区域の指定の全部を撤回する。

平成26年10月10日

滋賀県東近江環境事務所長 成 宮 等

- 1 指定を撤回する区域の所在地 近江八幡市安土町西老蘇字沢田8番1および同市安土町東老蘇字西ノ口1770番2
- 2 撤回する区域の表示 次の図のとおり
- 3 指定時に土壤汚染溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 4 指定時に土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 撤回の理由 土壤汚染対策法第6条第1項第2号に該当しないことが判明したため
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

滋賀県東近江環境事務所告示第5号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年10月10日

滋賀県東近江環境事務所長 成 宮 等

- 1 指定する区域の所在地 近江八幡市安土町西老蘇字沢田8番1および同市安土町東老蘇字西ノ口1770番2
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

